

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく一時扶助決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年8月13日付けの一時扶助決定通知書（以下「本件処分」という。）により行った一時扶助決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、医療移送費2,864円を給付すると決定した部分は取り消すべきであり、その余の部分に係る本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が請求人に対し行った本件処分について、取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法、不当性を主張しているものと解される。

認められた生活用品の費用、認められなかった生活用品について不服がある。交通費は、申請した金額と支給額が違い、その理由の説明もない。処分に至るまでの経過について不服がある。

また、令和元年7月23日の申請に応じて本件を決定したのなら、14日以上が経過してから結果が通知されており、その理由も説明されておらず、違法である。

そして、書面で本件を通知しているのに審査請求、訴訟等に関する教示がなく、違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月30日	諮問
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）
令和3年2月24日	審議（第52回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

法11条1項は、保護の種類として、1号に「生活扶助」を、4号に「医療扶助」をそれぞれ掲げ、法12条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、生

活扶助を行うことを定めるとともに、生活扶助の範囲に「衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの」（1号）を規定し、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（6号）等を規定している。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

- (2) 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条3項及び4項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。同条5項は、同条3項の通知は、申請のあった日から14日以内にしなければならないとし、同条6項は、保護の実施機関は、前項本文に規定する期間内に3項の通知をしなかったときは、同項の書面にその理由を明示しなければならないとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定を要保護者等からの保護の変更の申請について準用するものとしている。

- (3) 法27条1項によれば、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」とされている。

法27条の2によれば、保護の実施機関は、要保護者から求めがあったときは、要保護者の自立を助長するために、要保護者からの相談に応じ、必要な助言をすることができる」とされている。

- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年

4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第7・2によれば、臨時的最低生活費(一時扶助費)は、特別の需要(新たに保護開始する際等に最低生活の基盤となる物資を欠いている場合の特別需要等)のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、別に定めるところにより、臨時的に認定するものであること、なお、被服費等の日常の諸経費は、本来経常的最低生活費の範囲内で、被保護者が計画的に順次更新していくべきものであるから、一時扶助の認定にあたっては十分留意することとされている。

(5) 家具什器費

「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。令和元年8月27日社援発0827第5号による改正前のもの。以下「局長通知」という。)第7・2・(6)・アによれば、被保護者が、次の(ア)から(オ)まで(記載略)のいずれかの場合に該当し、次官通知第7(上記(3))に定めるところによって判断した結果、炊事用具、食器等の家具什器を必要とする状態にあると認められるときは、29,100円の範囲内において特別基準の設定があったものとして家具什器(暖房器具及び冷房器具を除く。)を支給して差し支えないとされており、同(エ)に「転居の場合であって、新旧住居の設備の相異により、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならない事情が認められるとき。」を掲げている。

また、同なお書きによれば、真にやむを得ない事情により、この額により難いと認められるときは、46,400円の範囲内において、特別基準の設定があったものとして家具什器(暖

房器具及び冷房器具を除く。)を支給して差し支えないとされている。

そして、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の間7-43・答によれば、前述の「真にやむを得ない事情」とは、例えば、災害にあい家具の大部分を失った場合や、長期間入院していた単身者が、退院して新たに自活するに際し全く家具什器を所持していない場合などが考えられるとされている。

(6) 医療移送費

「生活保護法による医療扶助運営要領について」(昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。)によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」(本件要領第3・9・(1))とされ、そして、給付の範囲については、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」(本件要領第3・9・(2)・ア)、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」(同イ)等とされている。

さらに、移送の給付決定における審査については、「給付要否意見書(移送)により・・・福祉事務所において必要性を判断し、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する交通機関を適正に決定すること・・・福祉事務所において決定した医療機関、受診日数の程度、経路、交通機関と異なることにより生じた交通費については、原則として給付の対

象にならない」（本件要領第3・9・(3)・イ）と、事後申請の取扱いについては、「緊急の場合等であって、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、事後の申請であっても内容確認の上、給付を行って差し支えない」とされている（同ウ）。

そして、費用の算定については、「領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（本件要領第3・9・(4)・イ）。

- (7) 次官通知、局長通知及び本件要領は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

- (8) 行政不服審査法82条1項は、行政庁は、審査請求等不服申立てをすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならないとしている。

そして、その趣旨は、「不服申立制度の存在を教えることによつて国民の権利救済の実をあげようとすることにあると解されるから、行政庁が教示義務を履行しないのは違法であるが、そのため右の相手方が損害を蒙つたような場合には別途救済の途が開かれているか否かの点は別として、右の教示がなかつたからといってそのため行政庁の処分や裁決自体が違法となることは解されない。」とされている（東京地方裁判所昭和54年8月21日判決。行政事件裁判例集30巻8号1410頁参照）。

- 2 これを本件についてみると、以下の事実がそれぞれ認められる。

(1) 家具什器費について

担当職員は、転居先の請求人宅を訪問した際に、請求人から鍋、炊飯器、カーテン、タンス及び洗濯竿等の申請書を受け取ったことから、後日、請求人に対し、①今回支給対象となるものとして、カーテン、IH用鍋・ヤカン、炊飯器、タンスであること、②上限額は29,100円であること、③真にやむを得ない事情による基準（上限額46,400円）の適用については、本件が災害等に因らないため該当しないことを説明し、再度、領収書の写しを添えて、期限までに申請書を提出するよう指導していたことが認められる。

そして、請求人が、処分庁に対し、本件請求書1にカーテン、IH用鍋、IH用ヤカン及び炊飯器の各領収書写しを添付して提出したことから、処分庁は、各領収書写しの品目が支給対象であることを確認した上で、各品目の購入金額を総計したところ、合計額（29,560円）が局長通知第7・2・(6)・ア本文の上限額を上回っていたことから、同上限額である29,100円を支給することと決定したことが認められる。

そうすると、処分庁は、請求人が領収書写しを添付して提出してきた品目については、局長通知第7・2・(6)・ア・(エ)に該当するものと認め、29,100円の範囲内で支給決定したものであり、上記1の法令等に則り適法になされたものと認められる。

(2) 医療移送費について

処分庁は、請求人が令和元年8月5日に通院していることを本件クリニックに確認し、また、「通院・通所証明書」により請求人の通院を確認した上で、通院経路についてみたところ、本件申請書2によれば、請求人が通院以外の目的で通院途中、〇〇市役所に立ち寄っていたことから、〇〇市役所に立ち寄っ

た経路に係る交通費については給付対象外と判断して、請求人宅と本件クリニックとの間の交通費をS u i c aの履歴から算定して、その往復分である2, 864円（片道1, 432円×2）を給付すると決定したことが認められる。

そうすると、処分庁は、請求人が通院途中で〇〇市役所に立ち寄った区間の交通費については、本件要領第3・9・(3)・イの規定に基づき給付対象外とし、請求人宅と本件クリニックとの往復にかかる交通費を給付したものであり、上記1の法令等に則り適法になされたものと認められる。

- (3) ところで、本件処分通知書を見ると、「1. 保護決定の理由」欄に、「・移送費（医療扶助）計上 ・一時扶助の認定」と記載されているのみで、医療移送費について、申請額よりも低い金額を支給決定したこと、家具什器費について、真にやむを得ない事情による特別基準（局長通知第7・2・(6)・ア）を適用しないことに関して、何ら理由が記載されていない。この点について、請求人も、令和2年2月16日付けの反論書において、申請した一部の費用しか支給されておらず、その理由が示されていないことへの不服があると述べている。

しかしながら、家具什器費については、請求人が生活用品を購入する以前に、担当職員が、今回支給対象となる品目を述べ、29, 100円までは支給可能であること、さらに、真にやむを得ない事情による基準の適用は非該当であることを口頭にて説明しているため、本件処分通知書に処分理由を記載していないことについて、不合理とまではいえない。

一方で、医療移送費については、通院途中で〇〇市役所に立ち寄った経路に係る交通費を給付対象外と判断したため、申請額の一部を却下したことについて、本件処分通知書には何ら記載はなく、請求人に対し、口頭においても説明がなされていない

い。そのため、医療移送費については、処分の理由提示として、不十分であるといわざるを得ない。したがって、本件処分のうち、医療移送費 2, 864 円を給付すると決定した部分については、取り消しを免れない。

3 請求人の主張（上記第 3）についての検討

- (1) 請求人は、処分庁が令和元年 7 月 23 日の申請に応じて本件を決定したのなら、14 日以上経過してから結果を通知しており、その理由も説明されておらず、違法であると主張している。

しかしながら、請求人のいう令和元年 7 月 23 日付けの申請書は、担当職員が請求人の生活実態を調査するため家庭訪問した際に、今後必要な生活用品として請求人から渡されたものであり、その時に、担当職員は、扶助できる品目を確認する旨請求人に伝えていることが認められる。そして、家庭訪問から 2 日後、担当職員は、請求人に対し、扶助できる品目及び上限額を説明し、領収書の写しを添えて再度申請するよう依頼していることが認められる。

そうすると、請求人のいう令和元年 7 月 23 日付けの申請書は、処分庁が扶助できる品目を判断するための資料として預かったに過ぎず、処分庁は、請求人から令和元年 8 月 9 日に本件各申請書及び領収書の写しを受領して、それに対して同月 13 日に本件処分を行い、請求人に対し、同日付けで本件処分通知書により通知していることが認められることから、本件処分は、法 24 条 5 項（申請のあった日から 14 日以内に通知）に即して行われており、同法 6 項にいう理由の明示は必要がないものである。

したがって、この請求人の主張には理由がない。

- (2) 請求人は、書面で本件を通知しているのに審査請求、訴訟等に関する教示がなく、違法であると主張している。

行政不服審査法 82 条 1 項によれば、行政庁が審査請求等の

不服申立てができる処分を書面でする場合には、処分の相手方に対し、不服申立ての教示をしなければならないと規定されているところ、本件処分通知書には教示に関する記載がないことから、適切な措置であったとはいいがたい。この点、当審査会としては、処分庁に対し、今後の処分における適切な事務処理を求めたい。

一方で、同法 82 条 1 項の趣旨が、不服申立制度の存在を示すことによって処分の相手方の権利救済を図ろうとすることと解されることから、教示がなかったからといって、そのことをもって、本件処分自体が違法になるわけではないものである（1・(8)）。

したがって、この請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）